

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 21 年 1 月 19 日（木）

担当課：病院事務局 医事課

件 名： 大和市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について																											
提出理由： 診断書料等の手数料を改定したいため。																											
内 容：																											
1．改定の背景 (1) 診断書の作成には、医師、事務員の労力負担が大きい、内容、形式が多岐に渡るため、機械化も図れない状況にある。 (2) 現行価格は、昭和 56 年に設定されたもので、人件費の状況等が当時とは大きく変化している。 2．診断書料等の改定 ・業務量や他院の額も踏まえ、適正な価格に改定する。 (単位：円) <table><tr><th>種 別</th><th>現行料金</th><th>改定料金</th></tr><tr><td>診断書料</td><td>1,500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>特別診断書料</td><td>3,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>証明書料</td><td>1,000</td><td>1,500</td></tr><tr><td>特別証明書料</td><td>2,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>死亡診断書料 1 通目</td><td>2,500</td><td>3,000</td></tr><tr><td>死亡診断書料 2 通目以降</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr></table>		種 別	現行料金	改定料金	診断書料	1,500	2,500	特別診断書料	3,000	5,000	証明書料	1,000	1,500	特別証明書料	2,000	5,000	死亡診断書料 1 通目	2,500	3,000	死亡診断書料 2 通目以降	1,000	2,000	特別診断書とは、自動車損害賠償責任保険用診断書その他これに類する証明書をいう。 特別証明書とは、自動車損害賠償責任保険用診療報酬明細書その他これに類する証明書をいう。 3．成年後見人制度用書類作成料の新設 ・交付依頼は稀であるが、作成作業や判断に高度な知識が要求されるため、新たに新設し、明確な手数料を設定する。 (単位：円) <table><tr><th>種 別</th><th>料 金</th></tr><tr><td>成年後見人制度用書類作成料</td><td>50,000</td></tr></table> 4．改正後の手数料収入の予測 ・平成 20 年度の診断書作成数に基づき計算すると、約 10,000 千円の増収になる。	種 別	料 金	成年後見人制度用書類作成料	50,000
種 別	現行料金	改定料金																									
診断書料	1,500	2,500																									
特別診断書料	3,000	5,000																									
証明書料	1,000	1,500																									
特別証明書料	2,000	5,000																									
死亡診断書料 1 通目	2,500	3,000																									
死亡診断書料 2 通目以降	1,000	2,000																									
種 別	料 金																										
成年後見人制度用書類作成料	50,000																										
経 過		今後の予定																									
・市立病院の使用料について、平成 18,19 年度に見直しがされたが、手数料については昭和 56 年以降改正していないため、市立病院事務局で協議をしてきた。		H21.12 市民意見公募																									
		H22.1 病院運営審議会諮問・答申																									
		H22.2 市議会へ条例改正案上程																									
		H22.4 条例公布・施行																									